

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市右京区嵯峨観空寺岡崎町他地内			
路線名又は河川名等				
工事名	河川維持補修工事（有栖川）			
工 期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課（所）名	西部土木みどり事務所	単 価 使 用 年 月	令和 年 月	
工事番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月	
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月	
主 工 種		単 価 地 区		
前 払 金 支 出		調 整 区 分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長				m	350
透水コンクリート充填	m2	104	コンクリート復旧	m2	0.7
落差工コンクリート補修工	箇所	3			

施 工 理 由

本工事は、護岸や河床等の劣化・損傷状況に基づいた予防保全型のメンテナンスサイクルに基づき、河川維持補修工事を行うものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年7月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年7月	
基 準 適 用 年 月	2025年7月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	14:河川維持工事	
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
法覆護岸工	護岸補修工	透水コンクリート充填			m2	28,050	材工共	
河床整正	河床整正工	コンクリート復旧（河床洗掘部）	コンクリートポンプ車併用, 21-8-40BB		m2	6,557	材工共	ロスを含む
河床整正	落差工	落差工コンクリート補修工（第1工区）	コンクリート規格: 21-8-40BB, コンクリートポンプ車併用, 無筋構造物, 一般型枠, 一般養生, 現場内小運搬: 有, 差筋: 有		箇所	171,900	材工共	ロスを含む
河床整正	落差工	落差工コンクリート補修工（第2工区（南））	コンクリート規格: 21-8-40BB, コンクリートポンプ車併用, 無筋構造物, 一般型枠, 一般養生, 現場内小運搬: 有, 差筋: 有		箇所	174,500	材工共	ロスを含む
河床整正	落差工	落差工コンクリート補修工（第2工区（北））	コンクリート規格: 21-8-40BB, コンクリートポンプ車併用, 無筋構造物, 一般型枠, 一般養生, 現場内小運搬: 有, 差筋: 有		箇所	153,700	材工共	ロスを含む
河床整正	落差工	コンクリート圧送	中型ヒートストップーム車, 圧送距離20m以内, 2m3規模, 21-8-40BB		回	122,200	材工共	
河床整正	落差工	コンクリート圧送	中型ヒートストップーム車, 圧送距離100m以内, 4m3規模, 21-8-40BB		回	234,400	材工共	

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事（有栖川）					事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
築堤・護岸		式	1					
法覆護岸工		式	1					
護岸補修工		式	1					
透水コンクリート充填		m2	104					
脱石部充填	無収縮モルタル	箇所	3					(概)
河床整正		式	1					
河床整正工		式	1					
コンクリート復旧 (河床洗掘部)	コンクリートポンプ車併用, 21-8-40BB	m2	0.7					ロス率含む
落差工		式	1					
落差工コンクリート補修工 (第1工区)	コンクリート規格:21-8-40BB, コンクリートポンプ車併用, 無筋 構造物, 一般型枠, 一般養生, 現場内小運搬:有, 差 筋:有	箇所	1					ロス率含む
落差工コンクリート補修工 (第2工区(南))	コンクリート規格:21-8-40BB, コンクリートポンプ車併用, 無筋 構造物, 一般型枠, 一般養生, 現場内小運搬:有, 差 筋:有	箇所	1					ロス率含む
落差工コンクリート補修工 (第2工区(北))	コンクリート規格:21-8-40BB, コンクリートポンプ車併用, 無筋 構造物, 一般型枠, 一般養生, 現場内小運搬:有, 差 筋:有	箇所	1					ロス率含む
コンクリート圧送	中型ポンプトラック車, 圧送距離20m以内, 2m3規模, 21-8-40BB	回	1					

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事（有栖川）					事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
コンクリート圧送		中型ポンプ車、圧送距離100m以内、4m3規模、21-8-40BB	回	1				
仮設工			式	1				
土留・仮締切工			式	1				
土のう積 （参考数量）		小口並べ、仕拵・積立・撤去、流用土	m2	5				
土のう積 （参考数量）		小口並べ、積立・撤去（転用分）	m2	20				
水替工			式	1				
ポンプ排水 （箇所1） （参考数量）		排水量：0以上40（m3/h）未満、排水方法：作業時排水	日	7				設置・撤去1回
ポンプ排水 （箇所2） （参考数量）		排水量：0以上40（m3/h）未満、排水方法：作業時排水	日	7				設置・撤去1回
ポンプ排水 （箇所3） （参考数量）		排水量：0以上40（m3/h）未満、排水方法：作業時排水	日	7				設置・撤去1回
ポンプ排水 （箇所4） （参考数量）		排水量：0以上40（m3/h）未満、排水方法：作業時排水	日	7				設置・撤去1回
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員		B	人日	18				
概略発注工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事（有栖川）				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 3.4%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 河川維持補修工事（有栖川）

工事場所 京都市右京区嵯峨観空寺岡崎町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>)に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休であることを明記すること）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

2 現場条件に関する事項

第4条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 河川及び道路側溝に洗浄水や生コンクリート等の材料を流出させてはならない。
- 2 急激な河川の増水等が予測される場合は、仮締切の開放等を行い、作業を中断すること。
- 3 有栖川のコンクリートの打設は、路上のコンクリートポンプ車からの圧送を想定している。現場施工の効率性や品質管理の観点からポンプ車の仕様等を見直すことが妥当な場合には、ポンプ車の仕様やポンプ車併用のコンクリート復旧について、設計変更の対象とする。
- 4 発電機の騒音対策を実施すること。対策方法について事前に監督員と協議を行うこと。
- 5 河道断面を阻害している雑木・流木（幹）は、伐開により現場外への搬出を行うこと。なお、伐開による現場内の集積・積込作業は、準備費として共通仮設費に含まれている。

第5条（施工時間）

施工は、昼間施工とする。ただし、所轄警察署等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第6条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

規制種別	規制期間	規制内容
年末年始 規制	12月27日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。

第7条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
道路使用箇所	1～2名	交通誘導警備員B 1～2名	昼間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第8条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）」との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

工種・種別等	材料・資材・製品
透水コンクリート充填	普通ポルトランドセメント、粗骨材、混和材料
脱石部充填	無収縮モルタル
コンクリート復旧 落差工コンクリート補修工	21-8-40BB

第9条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第10条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録簿等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種・種別等	細 別	確 認 項 目
コンクリート復旧 （河床洗堀部）	コンクリート	監督員が指定する箇所の打設前の洗堀深さの確認
落差工コンクリート補修工	コンクリート	監督員が指定する箇所の打設前の幅・深さ及び延長の確認

第11条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
透水コンクリート充填	間隙部状況確認（深さ等）

第 1 2 条（品質管理試験）

コンクリートなど本工事の施工に伴う品質管理試験のうち、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に具体的な記載がない試験項目等については、次表のとおりとする。なお、当該試験費相当は特殊混和材料の材料費に適切に考慮されているため、技術管理費で別途計上する必要はない。

工 種	試験項目	頻度等
透水コンクリート充填	定水位透水試験、圧縮強度試験	1 回（供試体 3 個）

4 建設副産物に関する事項

第 1 3 条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((最終改定平成 2 6 年 6 月 4 日)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

② 再資源化施設等の所在地

特定建設資材廃棄物の処理施設については、「前項 建設副産物の適正処理について」において示したとおりとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 1 8 条に基づき、以下の事項を別に定める 1 8 条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第14条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の30日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の15日前までに提出すること。

また、週間工程表について、前週の木曜日17時までに監督員に提出すること。

第15条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第16条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（２）効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（３）費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和５年３月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（４）成績評価

遠隔臨場を実施した工事の成績評価は、考査項目「創意工夫」において、１点の加点とする。

第１７条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

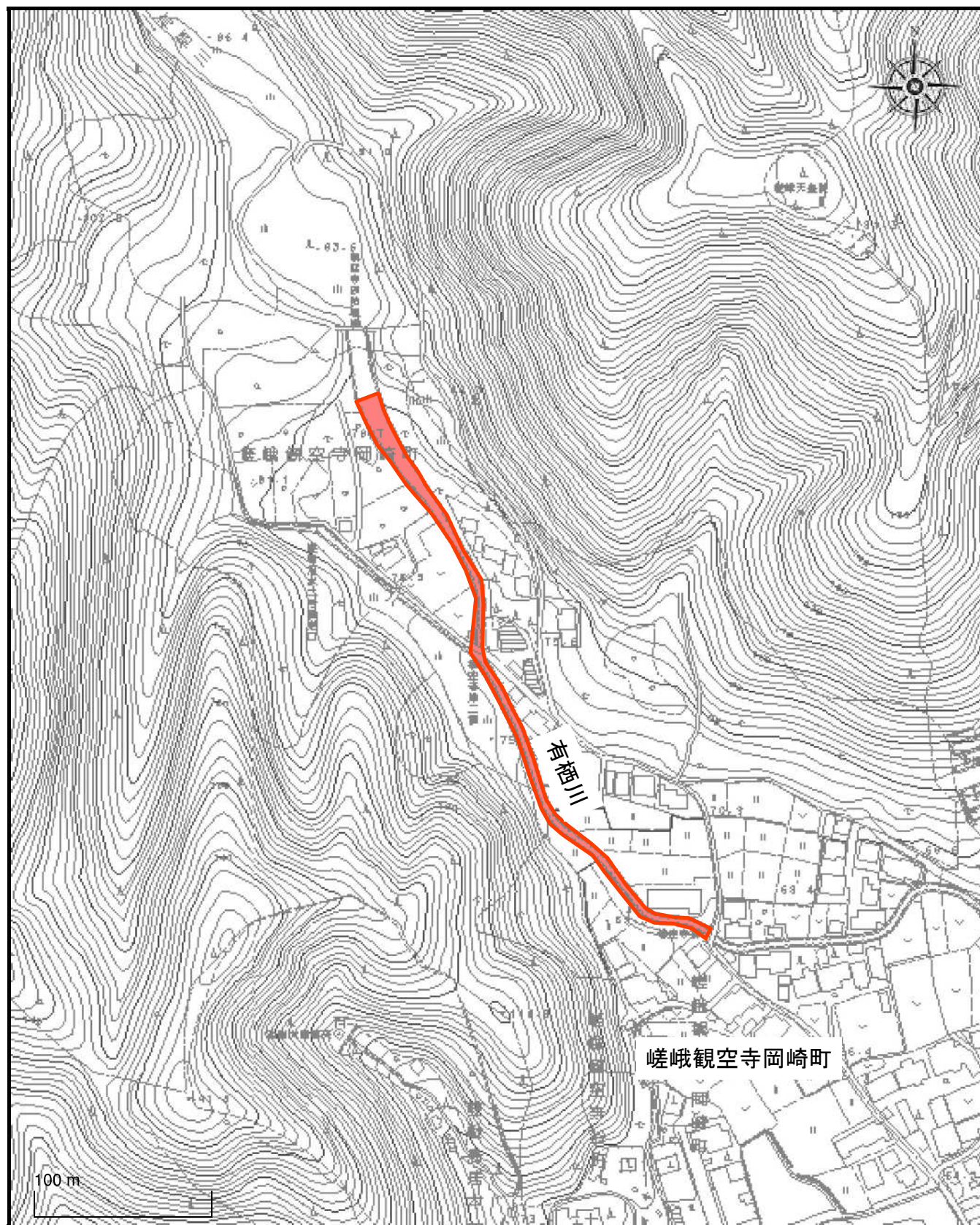
- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第１８条（その他の特記事項）

- 1 受注者は、監督職員との連絡を密にとり、疑義が生じた場合は監督職員と十分に打合せを行い、遺漏のないよう努めること。
なお、打合簿に添付する図面及び資料等については、やむを得ず口頭協議で協議を進めた場合でも、受注者は速やかに変更を必要とする根拠書類（図面、基準等）を作成し、打合簿にて設計変更協議を行うこと。
- 2 土のう積に使用した土のう袋については、本市の河川維持作業等に使用するため、使用後は現地に仮置きしておくこと。

箇所図

(京都市右京区嵯峨観空寺岡崎町他地内)



1 / 3000



工事施工箇所